報道資料



令和5年3月6日

十日町市新型コロナウイルス感染症に関する対策本部

公共施設等におけるマスク着用の考え方の見直しについて

公共施設等におけるマスク着用の見直しについて、令和5年2月10日付け、国の「マスク着用の考え方の見直しについて」に基づき、学校等を除き、3月13日(月)から適用するのでお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が変更されるまでは、マスク着 用の見直し後であっても、各施設が実施する感染症防止対策にご協力をお願いします。

1. 庁舎及び出先機関(市直営施設)、公立保育園など(指定管理施設を含む)

- ①市職員へのマスク着用を求めません。ただし、マスクの着用が効果的な場面では、マスクを着用します
- ②施設利用者へのマスク着用を求めません。ただし、重症化リスクの高い方などが 集まる場面では、マスクの着用をお願いする場合があります

2. 小中特別支援学校(放課後児童クラブを含む)

- ①国の通知に基づき、4月1日から適用します
- ②卒業式については「卒業式におけるマスクの取扱い等について」に基づき、式典 全体を通じて、児童生徒及び教職員のマスクは外すことを基本とします。なお、 来賓や保護者等はマスクを着用することとします

3. 市直営の高齢者施設、医療関係施設等

- ①市職員は、マスクの着用を基本とします
- ②施設利用者へのマスク着用を推奨します

■参考資料

別添「マスク着用の考え方の見直しについて」リーフレット

■お問合せ先

防災安全課(対策本部事務局) **☎**025-757-3197 健康づくり推進課(感染症対策) **☎**025-757-9759

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが 令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・ 高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した 電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です











妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、 個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

